

魚津市観光プロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本市の魅力を国内外の方に認知していただき、そして旅行先として選ばれるよう、旅行者が旅行先を決定する前段階において効果的な観光プロモーションを行い、本市の認知度向上及び観光誘客の促進を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名

魚津市観光プロモーション業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙1「魚津市観光プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 委託金額

2,420,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 委託金額の支払い

委託金額については、業務完了後、業務の成果について検査に合格したときに、請求することができる。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 委託業務に関し、本市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排

除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

4. スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始	令和 7 年 4 月 16 日(水)
質問受付期限	令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時
質問回答期限	令和 7 年 4 月 23 日(水)
参加申込書受付期限	令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 5 時
企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 2 日(金)午後 5 時
プレゼンテーションの案内	令和 7 年 5 月 9 日(金)
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 5 月 16 日(金)
審査結果の通知	令和 7 年 5 月 21 日(水)
契約締結	令和 7 年 5 月下旬

※スケジュールは公表時点での予定であり、変更になる場合もある。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本要領に関して疑義がある場合は、質問書（様式 1）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭、FAX 等による質問は一切受け付けない。

- ① 受付期限 令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時 ※必着
- ② 提出方法 電子メールにて提出すること。
- ③ 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uozu.lg.jp)

(2) 質問に対する回答

期日までに本市ホームページで随時回答する。なお、回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書（様式 2）
- (2) 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 5 時 ※必着
- (3) 提出方法 電子メールにて提出すること。
- (4) 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uozu.lg.jp)

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 ①企画提案書（任意様式）

②見積書（任意様式）

※見積の明細を添付すること。

※見積書は、仕様書を踏まえ作成することとし、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

※提出書類については、全て PDF 形式にて提出すること。

- (2) 提出期限 令和7年5月2日(金)午後5時 ※必着
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uozu.lg.jp)

8. 企画提案書の作成要領

(1) 提出様式

様式は任意とする。

(2) 記載内容

次の事項については、必ず記載すること。

- ① 提案者の概要（代表者氏名、従業員数、事業所所在地等）
- ② これまでの実績（同種又は類似業務の実績等）
- ③ 業務スケジュール・業務実施体制
- ④ 対象市場に関する事項
- ⑤ プロモーション手法に関する事項
- ⑥ プロモーションコンテンツに関する事項
- ⑦ プロモーション後の結果分析・効果検証に関する事項
- ⑧ 上記のほか、独自のアピールポイントとなる事項

(3) 留意事項

- ① 企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ② 企画提案書の内容に疑義が生じた場合は、市から提案者へ問合せを行う場合がある。

9. プレゼンテーションについて

提出された企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日時 令和7年5月16日(金)午後
※実施順、実施場所等詳細については、提出書類の審査後、5月9日(金)に、各社宛に個別に通知する。
- (2) 参加方法 現地（魚津市役所）もしくはオンライン（zoomを予定）
※参加方法については、参加申込書にて回答すること。
- (3) 所要時間 1者当たり説明15分、質疑応答5分とする。

※説明の時間が超過した場合は、質疑応答の時間を短縮する。

- (4) 出席者数 提案者1者につき3名以内とする。
- (5) その他
 - ① 企画提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めない。
 - ② モニター及び接続ケーブル（HDMI・VGA端子）は魚津市において用意する。
 - ③ 通信回線、パソコンは提案者が持参すること。

※応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、書面により通知する。なお、書類選考に関する問合せや異議申立ては一切受け付けないものとする。

10. 事業者の選定

(1) 審査方法

審査は、企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションと質疑応答の内容を踏まえ、別紙2「魚津市観光プロモーション業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査する。審査の結果を参考として、審査委員の協議により受託候補者を決定する。

得点が最上位の提案者を優先受託候補者として決定し、次に得点が高かった提案者を次点の候補者として決定する。なお、提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーション等による審査を実施のうえ評価を行い、その評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

(2) 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ① 定められた提出方法、提出期限、参加資格に適合しない場合
- ② 提出された見積書の金額が、本実施要領2（4）に規定する委託金額の上限を超える場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 本実施要領3に規定する参加資格の要件を欠くことになった場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して電子メール及び郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。なお、審査す

る委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せや異議申立ては一切受け付けないものとする。

11. 契約

契約については、優先受託候補者選定後、詳細仕様やスケジュールを協議し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。受託候補者との協議が整った際には、改めて見積書を提出するものとする。

業務委託契約の締結に当たっては、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議のうえ、委託金額上限額の範囲内で変更する場合がある。

12. その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ① 提出書類は返却せず、本市の責任において処分する。
- ② 提出書類は、審査及び説明のため、写しを作成のうえ使用することができるものとする。
- ③ 提出書類は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、改めて改変された書類を提出するものとする。
- ④ 提出期限を過ぎた後は、差し替えや再提出は不可とする。
- ⑤ 本プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類等を含む。）は、魚津市情報公開条例（平成16年魚津市条例第7号）に基づき、公開請求者に情報公開することがある。その場合は、事前に提案者に連絡のうえ、非公開部分を協議することができる。

(2) 費用負担

本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年5月2日（金）午後5時までに辞退届（任意様式）を電子メールで提出すること。

(4) 提案の無効

期日までに提出すべき書類を提出しなかった場合、本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合は提案を無効とする。

13. 問合せ先

魚津市商工観光課観光戦略係

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

メールアドレス kanko@city.uozu.lg.jp